|  |  |
| --- | --- |
| 年　　　　月 | 事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業 |
| 昭和２５．８  ２６．１  ２６．３  ２６．１２  ２７．３  ２７．１２  ２８．６  ２８．１０  ２８．１１  ３０．４  ３１．８  ３１．９  ３２．２  ３３．１０  ３４．４  ３５．３  ３６．４  ３６．４  ３６．７  ３８．１２  ３９．４  ４１．３  ４２．１  ４４．６  ４４．１２  ４５．４  ４６．３  ４６．９ | 綾部町、中筋村、吉美村、西八田村、東八田村、山家村及び口上林村が合併して  綾部市が京都府で４番目の市として誕生  上水道布設要件が市議会の承認を得る  厚生省の施行許可を受ける  上水道建設事務所設置  創設上水道工事起工  上水道給水条例を公布  浴場用料金の改定  上水道布設工事完成（総工事費　87,637千円）  旧綾部町区を対象に給水を開始  （計画給水人口12,000人、1日最大給水量2,160㎥）  豊里村、物部村、志賀郷村及び中上林村、奥上林村を合併  設計審査手数料及び給水用具検査手数料の改定  佐賀村の一部と合併し、現在の綾部市となる  上水道の定額制料金の廃止等の改定  第1次拡張事業認可  （高津町、里町、位田町、栗町、豊里町、石原町、私市町、小貝町、有岡町、多田町、下八田町）  第1次拡張事業着工  第1次拡張事業完成（総事業費26,924千円）  地方公営企業法の財務規定を適用し、官公庁会計を改め企業会計方式とする  水道料金の全面改訂  責任技術者、指定業者の登録手数料等の改定  第一浄水場に工務係移転  隔月検針方式を毎月検針方式に変更  第2次拡張事業認可  第2次拡張事業着工  第2次拡張事業完成（総事業費57,849千円）  計画給水人口20,000人、1日最大給水量6,600㎥  地方公営企業法を全部適用  （業務、工務の他に経理係を新設）  水道事業の設置に関する条例制定  （計画給水人口20,000人、1日最大給水量6,600㎥）  上水道給水条例変更（加入金創設等）  第3次拡張事業認可（西原町、鷹栖町）  大島調整池完成（総事業費13,898千円）  第3次拡張事業着工  第3次拡張事業完成（総事業費33,292千円）  第4次拡張事業認可（田野町） |

上水道事業の沿革

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　　　月 | 事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業 |
| 昭和４６．１０  ４６．１２  ４８．３  ４９．２  ４９．５  ４９．１２  ５０．４  ５０．４  ５０．４  ５１．３  ５２.  ５３．４  ５４．３  ５４．４  ５５．４  ５６．４  ５６．１０  ５６．１２  ５６．１２  ５７．１０  ５８．４  ５８．７  ５９．４  ６１．５  ６１．７ | 第4次拡張事業着工  第4次拡張事業完成（総事業費16,069千円）  第5次拡張事業認可  料金計算事務民間委託  第5次拡張事業着工  検針、料金徴収を毎月から隔月に変更  第2浄水場完成  機構改革により部制を設置  第一浄水場無人化施設施工  料金改定（平均87.5％値上）  浄水場公舎設置及び使用に関する条例の廃止  第5次拡張で中筋・豊里・物部・吉美・西八田方面に配水管布設  経営健全化のため減価償却のうち特別償却を取止め  企業会計原則に伴い、損益計算書を当期実績主義から包括主義に改めた  第1次財政5か年計画開始  料金改定（平均52.0％値上）  第5次拡張事業完了（総事業費2,463,700千円）  料金改定（平均22.3％値上）  機構改革により部制を廃止し、水道課を設置  職員18名体制をとる（上水道13名、簡易水道5名）  綾部市水道事業の設置等に関する条例の一部改定（運営委員）  料金改定（量水器使用料20％値上）  昭和56年度決算で不良債務消滅  物部町へ給水  物部簡易水道廃止  料金改定（量水器使用料250％値上）  第2次財政5か年計画開始  料金改定（平均28.7％値上）  昭和58年度決算で12年ぶりに当年度純利益発生  第5次拡張事業（認可変更）認可（安国寺町）  第5次拡張事業一部変更着工  第5次拡張事業一部変更完了  第5次拡張事業変更認可（第2回）  （白道路町、向田町、志賀郷町、仁和町、西方町、上八田町、七百石町、  高槻町、西坂町）  機構改革により課制を廃止し、水道事業所を設置  北部無水源簡易水道整備事業着手（昭和63年度までの3か年） |

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　　　月 | 事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業 |
| ６１．１２  ６１．１２  ６２．４  ６２．７  ６２．１２  ６３．４  ６３．４  ６３．１２  平成元．３  元．４  元．４  元．１２  ２．４  ３．４  ３．９  ４．９  ４．１０  ５．３  ８．４  ９．４  １０．３  １１．１  １１．３ | 北部無水源簡易水道整備事業の一部完成  （白道路町、志賀郷町へ給水開始）  第一浄水場消石灰自動連続溶解注入装置設置  志賀簡易水道、志賀小学校水道、市殿口水道を廃止  旦寺簡易水道を廃止  栗簡易水道を廃止  北部無水源簡易水道整備事業の一部完成（仁和町、向田町、西方町、上八田町、  七百石町、高槻町へ給水開始）  勢期東簡易水道、上八田簡易水道、向田簡易水道を廃止  第3次財政5か年計画開始  上水道料金改定（平均6.7％値上）  堂の岡簡易水道、浄土寺簡易水道、仁和水道、河北中学校水道を廃止  第二浄水場消石灰自動連続溶解注入装置設置  上水道料金改定（3％値上）　消費税転嫁  小西町へ給水  北部無水源簡易水道整備事業の全部完成（総事業費1,454,789千円）  （西方町、仁和町、西坂町、河北中学校へ給水開始）  黒田簡易水道廃止  公営企業会計の電算化導入  機構改革により水道事業所に水道課を設置  綾部工業団地吉美ブロック給水  老朽管更新事業（国庫補助）着手  第一浄水場塩素ガス滅菌から次亜塩素酸ソーダ滅菌に切替  高料金対策借換債発行（60,100千円）  第5次拡張事業認可（第3回）  （別所町）  機構改革により庶務係と給水係を統合し管理係を設置した  上水道料金改定（平均2％値上）　消費税及び地方消費税転嫁  上谷に上水道（未普及地）  第6次拡張事業認可  第6次拡張事業着工  味方ポンプ室築造  味方未普及地へ上水道 |

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　　　月 | 事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業 |
| １２．４  １３．３    １４．３  １４．５  １４．５    １６．２  １９．３  ２７．７  ２８．４  ２９．１０  令和２．３  ２．４ | 上水道料金改定（平均15％値上）  機構改革により上下水道部へ統合。上水道課新設  味方配水池完成  山家東簡易水道へ送水  第三浄水場完成  里配水池完成  夕陽ヶ丘配水池完成  須知山配水池完成  第一浄水場取水施設着工  第一浄水場取水施設竣工  綾部市水道事業ビジョン策定  第一浄水場着工（寺町）  山家西簡易水道へ送水開始  上水道料金改定（料金体系の見直し）  第一浄水場竣工（寺町）、供用開始  旧第一浄水場（並松町）を廃止  個別需給給水契約開始  簡易水道統合整備事業完了  簡易水道事業を上水道事業に経営統合 |